

事 務 連 絡
平成 30 年 5 月 7 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局経済課

「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべき
ガイドライン」に係る事業者団体の取組における独占禁止法上の留意点に関
する質疑応答集（Q & A 集）について

医療用医薬品の流通改善については、平成 30 年 1 月 23 日付けで「医療用
医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」を発出し、
平成 30 年 4 月 1 日から適用しているところです。

今般、流通関係の事業者団体等が当該ガイドラインに関する取組を行うに
当たって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法
律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上の主な留意点について、別添の
とおり質疑応答集（Q & A）を作成しましたので、貴団体会員等に対し周知
をお願いいたします。

なお、ここに記載されていない行為であっても、独占禁止法上問題となり
うる場合はあるので、同法及び関連するガイドライン（※）に留意してくだ
さい。

※ 公正取引委員会 Web サイト

<http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>

(別 添)

Q 1. 流通改善ガイドライン遵守のための事業者団体の取組で独占禁止法上禁止されるのはどのようなものですか。

A 1. 事業者団体が、流通改善ガイドラインに記載の内容であっても、団体としての意思決定によって、構成事業者の自由かつ公正な取引（価格、供給数量など）を制限する等の行為は、独占禁止法で禁止されています。

Q 2. 流通改善ガイドライン遵守のための事業者団体の活動において、以下の相談・討議は独占禁止法上問題になりますか。

① 事業者団体の会合において、以下の議題を取り上げて議論又は情報交換を行うこと。

- ・ アローアンスを仕切価に反映すること
- ・ 契約によりアローアンス・リベートの明確化をすること
- ・ 覚書によって単品単価契約を締結すること
- ・ 薬価に含まれる流通経費率等（流通コスト3ヶ年平均や調整数2%）をベンチマークに価格交渉すること
- ・ 一次売差マイナスとならない納入価とすること
- ・ 返品に関しての取り決めをモデル契約書を用いて締結することなど、価格や取引条件に関することに係る内容

② 事業者団体の会合において、各構成事業者は原則①の内容の取引を行わなければならないと決定すること。

③ 事業者団体の会合において、流通改善ガイドラインにおける行政の解釈について議論又は情報交換を行うこと。

A 2. 会合において、ガイドラインや行政の解釈について情報交換を行い、ガイドラインの遵守を促進することそのものを妨げるものではありません。

ただし、会合において、事業者団体又は事業者間で共同して価格・取引条件等に関して決定を行ったり、構成事業者に決定事項を強制したりすることは独占禁止法上問題となります。

また、事業者団体としての明示の決定がなされなくても、個別の構成事業者が自らの対応を会合で示すこと等を通じて、構成事業者の間で価格・取引条件の競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、これによって市場における競争が実質的に制限されれば独占禁止法上問題となります。

独占禁止法上問題となるか否かについては、個別具体的な事情によりケースバイケースで判断されることとなります。

Q 3. 事業者団体の会合において、流通改善ガイドラインの記載事項について具体的な基準を提示して話し合った場合（※）、不当な取引制限（カルテル、談合等）に該当する行為となりますか。

※ 例えば、川下取引での留意事項である「医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉」で記載のある薬価に含まれる流通経費率等（流通コスト3ヶ年平均や調整数2%）を最低限、交渉で求めていくと表明する場合。

A 3. 事業者又は事業者団体の構成事業者が相互に連絡を取り合い、本来、各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量などを共同で取り決め、競争を制限する行為は「カルテル」として禁止されています。これは、紳士協定、口頭の約束など、どんな形で申合せが行われたかにかかわらずありません。

したがって、会合において、事業者団体又は事業者間で共同して価格・取引条件等に関して決定を行ったり、構成事業者に決定事項を強制したりすることは独占禁止法上問題となります。

ガイドラインに記載のある流通経費率等を参考にして、値引きの目安等を決定する場合や、決定事項を強制する場合も同様です。

また、事業者団体としての明示の決定がなされなくても、個別の構成事業者が自らの対応を会合で示すこと等を通じて、構成事業者の間で値引きの目安等に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、これによって市場における競争が実質的に制限されれば独占禁止法上問題となります。（※）

※ 公正取引委員会が、平成20年度以降に、独占禁止法違反として事業者団体又は事業者に対し排除措置命令等を行った事案については、同委員会のホームページに掲載されています。（<http://www.jftc.go.jp/dk/ichiran/index.html>）

独占禁止法上問題となるか否かについては、個別具体的な事情によりケースバイケースで判断されることとなります。

Q 4. 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取り組みについて何をすればよいか教えてください。

A 4. 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組としては、事業者団体の代表者等によるコンプライアンスの重要性の発信といった意識改革や関係するマニュアルの策定、研修の実施が挙げられます。

身近な取り組みとしては、事業者団体の会合において、以下の点について出席者全員が確認しあうことが考えられます。

- ・ 実施しようとする会合は独占禁止法等の法令を遵守して行うこと
- ・ 実施しようとする会合において、価格・取引条件等に関して決定を行わないこと
- ・ 実施しようとする会合において、個別の構成事業者の価格・取引条件等に関する対応を会合で示さないこと

また、弁護士等の外部専門家を会合に参加させることや、会合の議事録を残すこと等の取り組みも考えられます。

Q 5. 事業者団体が会員向けに「流通改善ガイドラインの遵守に向けた広報媒体」を作成する場合、

- ・ 単品単価契約に該当しない事例を示すこと、
 - ・ 価格交渉に当たって留意すべき点を示すこと、
 - ・ 契約に当たって交渉相手に対し、より長期の契約について提案を試みることを各社の判断で行うよう促すこと、
- 等について、広報媒体に明記することは問題となりますか。

A 5. 会員各社の公正かつ自由な競争を阻害することなく、各社がガイドラインに基づいて自主的に判断して事業活動を行うことを前提とし、これらの内容を明記することを妨げるものではありません。

ただし、事業者団体の決定として明示的に記載されるものではなくとも、当該記載を通じて、会員の間で価格・取引条件等の競争制限に係る暗黙の了解若しくは共通の意思が形成され、これによって市場における競争が実質的に制限されれば独占禁止法上問題となります。

独占禁止法上問題となるか否かについては、個別具体的な事情によりケースバイケースで判断されることとなります。

日卸連発第 37 号
平成30年5月10日

会員代表者(理事長・会長)殿

(一社)日本医薬品卸売業連合会
会長 鈴木 賢

流通改善ガイドライン地区説明会の開催について

平素、当連合会の事業にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省において「流通改善ガイドライン」が策定され、本年4月1日から施行されました。このため、今般、当連合会主催により、下記の要領で地区説明会を開催することといたしました。説明会では、流通改善ガイドラインの遵守に当って、会員卸各社が主体的に当該ガイドラインを受け止め、公正かつ自由な競争を阻害することがないようにコンプライアンスを徹底しつつ、当該ガイドラインを踏まえた交渉を行っていくことの必要性等についてご説明いたします。各地区卸連合会にはご負担をおかけすることになりますが、説明会の開催にご協力下さいますようお願いいたします。

記

1. 説明会の概要

- ・主 催：(一社)日本医薬品卸売業連合会
- ・開催地：北海道、東北、関東・甲信越、東海、近畿・北陸、中国・四国、九州の7地区
- ・開催期間：5月18日～6月7日(別紙1)
- ・対象者：各地区における卸各社の営業部長、病院担当部長、調剤薬局担当部長等の管理責任者
- ・説明者等：卸連流通改善推進委員会専門委員(説明者)
弁護士、卸連事務局が同席
- ・資 料：「流通改善ガイドラインを順守するために」(冊子) (参加者持参)
地区説明会用資料 (当日配布)
説明用スライド (スクリーン投影限定)
- ・経費負担：卸連事業としての予算措置
 - ・会場費及び会議費については、後日、卸連に請求して下さい。

2. 説明会の時間配分(予定)

| | |
|----------------------------|-------|
| (1) 説明会における留意事項について | 5分 |
| (2) 事業者・事業団体の禁止行為について | 20分 |
| (3) 流通改善ガイドラインについて(通知) | 20分 |
| (4) 流通改善ガイドラインを遵守するために(冊子) | 20分 |
| (5) 事前質問に対する回答 | 20分 |
| (6) 説明会終了後の留意事項 | 5分 |
| | <hr/> |
| | 90分 |

※ 各地区卸連(協議会)事務局への依頼事項は、別紙2をご参照ください。

流通改善ガイドライン地区説明会日程

平成30年5月2日現在

| 開催地区 | 日時 | 出席者 | 出席者 | 開催場所 |
|--------|-------------------------|-----------|-----------------------|--|
| | | 流通改善推進委員会 | 卸連合会 | |
| 東海 | 5月18日(金) 15:00～16:30 | 吉田専門委員 | 大蔵部長 | 名古屋薬業健保会館 50名程度 |
| 中国・四国 | 5月21日(月) 15:00～16:30 | 小瀬村専門委員 | 山田専務 菅野次長 | リーガロイヤル広島 60名程度 |
| 九州 | 5月29日(火) 14:00～15:30 | 河邊専門委員 | 日下田局長 上野部員 | JR博多シティ 会議室1 70名程度 |
| 北海道 | 5月31日(木) 13:00～14:30 | 高野専門委員 | 安原局次長 | 札幌第一ホテル 35名程度 |
| 東北 | 6月1日(金) 14:00～15:30 | 八巻専門委員 | 大蔵部長 | Y K P ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口 80名程度 |
| 近畿・北陸 | 6月4日(月) 15:00～16:30 | 吉田専門委員 | 山田専務 杉浦次長 | ヴィアール大阪 80名程度 |
| 関東・甲信越 | 6月7日(木) 14:00～15:30 | 八巻専門委員 | 安原局次長 杉山部員 大類部長 | ベルサール東京日本橋 180名程度 |

各地区卸連合会(協議会)事務局への依頼事項

○事前に準備していただきたい事項

① 会場の設定

- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク3本(有線2本、ワイヤレス1本)、録音、説明者用デスク(着席にて説明)、参加者への飲み物等をご用意ください。

※全て、会議費として、卸連で負担いたします。

- ・会場の図面を卸連に送付してください。

② 地区説明会参加者の募集

- ・地区説明会の参加者の募集をしてください。
- ・参加者には、事前に各社へ配布済みの会員内部用冊子「流通改善ガイドラインを遵守するために」を持参していただくようご連絡ください。
- ・質問事項は、説明会の趣旨に鑑み事前受付のみといたしますので、併せてご連絡ください(別紙)。

質問事項は地区ごとに取りまとめ、卸連にご連絡下さい。なお、競争条件に関わる質問については、お答えしかねる場合があります。

③ 当日配布資料の印刷

- ・参加者の人数分の印刷をお願いいたします。

※資料は事前にメール送信します。

※卸連封筒をお送りしますので、必要部数をご連絡下さい。

※会議費用は、卸連で負担いたします。

④ スライド投影用資料をパソコンに保存

- ・当日使用するパソコンに保存してください。

※資料は事前にメール送信します。

○当日ご対応いただきたい事項

① 会場設営

- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク(有線2本—司会者用、説明者用、ワイヤレス1本—予備)、録音、説明者用デスク等の準備

- ・当日配布資料、卸連封筒、お茶は、参加者席にセット

② 受付対応

○その他

- ・地区における参加者の旅費は、自己負担とさせていただきます。

(別紙)

質問事項の事前登録方法

質問事項は、説明会の趣旨に鑑み事前受付のみとし、当日の質問は受け付けないことといたします。質問がある場合は、以下の要領で事前に登録して下さいますようお願いいたします。

①～⑥の中から該当する項目を選択した上で、質問事項を下記の連絡先(説明会に参加する地区卸連合会(協議会))にご連絡下さい。ご連絡いただく際には、会社名・氏名・連絡先(電話番号及びメールアドレス)をお知らせください。

- ①早期妥結と単品単価契約の推進
- ②頻繁な価格交渉の改善
- ③医薬品の価値や流通コストを尊重した価格交渉の推進
- ④公正競争規約及び関係法令等の遵守
- ⑤返品の手扱いや配送回数・急配時の取決めと契約
- ⑥その他

注)・ご質問いただいた方の個人情報については公表しません。
・事業者団体として可能な範囲で回答させていただきます。
・競争条件に関わる質問については、お答えしかねる場合があります。
・説明会までに回答できない質問については、説明会後に取りまとめる予定のQ&Aで対応します。

連絡先：一般社団法人北海道医薬品卸売業協会
東北医薬品卸業連合会
関東医薬品卸協議会
東海卸薬業団体協議会
近畿医薬品卸協議会
中国地区医薬品卸業連合会
九州医薬品卸業連合会